

## 新型コロナウイルス感染症（パラナ州政府による制限措置の延長）

2021年3月27日

3月26日、パラナ州政府は州内の一部都市（クリチバ大都市圏）を対象に、不要不急の活動等を制限する措置を継続させる旨発表しました。

●3月26日、パラナ州政府は州内の一部都市（クリチバ大都市圏）を対象に、新型コロナウイルス感染症に関する制限措置について、不要不急の活動等を制限する政令を継続させる旨発表しました（4月5日まで有効）。

●同政令による制限措置の主な点は以下のとおりです。

1 本件措置が適用義務となる都市

- ・ Campo Largo
- ・ Campo Magro
- ・ Almirante Tamandare
- ・ Colombo
- ・ Pinhais
- ・ Piraquara
- ・ Sao Jose dos Pinhais
- ・ Fazenda Rio Grande
- ・ Araucaria
- ・ Quatro Barras
- ・ Campina Grande do Sul

2 本件措置の適用が推奨されている都市

- ・ Itaperucu
- ・ Rio Branco do Sul
- ・ Bocaiuva do Sul
- ・ Tunas do Parana
- ・ Adrianopolis
- ・ Cerro Azul
- ・ Doutor Ulysses
- ・ Lapa
- ・ Balsa Nova
- ・ Contenda
- ・ Mandirituba
- ・ Tijuca do Sul
- ・ Pien
- ・ Rio Negro
- ・ Agudos do Sul
- ・ Quintadinha
- ・ Campo do Tenente

3 営業・実施が不可となるもの。

- ・ エンターテインメント・文化関連施設（劇場、映画館、ライブハウス、博物館など。）
- ・ レセプション等のイベントを実施するための施設。
- ・ 展示場、スポーツ関連施設、会議場など。
- ・ バーやナイトクラブなどの夜間娯楽施設。
- ・ 美容室など。
- ・ 屋外市場（フェイラ）など。

- ・人の密集を伴う集会や親睦会などの実施（親族間の集まり等も不可）。
- ・広場やその他公有地、私有地に位置する運動用スペースの利用（コンドミニオ内も含む）。
- ・公共、共有スペースにおけるアルコール飲料の消費。
- ・不要不急の夜間外出（20時から翌5時）。

#### 4 制限付きで営業や実施が可能なもの。

- ・必要不可欠とされていない一般商業活動：9時から19時、月から土まで、デリバリー、ドライブスルー形式のみ可。
- ・ショッピングセンター内店舗の営業：9時から19時、月から土まで、デリバリー形式のみ可。
- ・レストラン、軽食堂：10時から22時、デリバリー、ドライブスルー、テイクアウトのみ可。
- ・パン屋など：6時から20時、月から土のみ。日曜日は7時から18時まで。店内での飲食は不可。
- ・スーパーマーケット、その他食料品店など：7時から20時、月から土まで。日曜日はデリバリーのみ。なお、入店できるのは1世帯1名まで。
- ・公園については、屋外でマスク着用、対人距離を十分に確保した上での個人単位での運動のみ可。

#### 3 私立学校における対面授業を停止する。

- 上述規制措置に関する詳細情報については、以下のパラナ州のウェブサイトからご確認ください。

※当該政令についての詳細

<http://www.aen.pr.gov.br/modules/noticias/article.php?storyid=111512&tit=Decreto-da-Regiao-Metropolitana-de-Curitiba-e-prorrogado-ate-dia-5-de-abril>

（問い合わせ先）

在クリチバ日本国総領事館

－電話：41-3322-4919

－e-mail：setorconsular@c1.mofa.go.jp